県内専攻科用

【お知らせ】専攻科の生徒への奨学のための給付金について

愛媛県教育委員会教育総務課施設厚生室

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等（高等学校及び中等教育学校後期課程）専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。）の生徒の生計維持者等に対し、「専攻科の生徒への奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を実施しております。その中で、次の条件を満たす新入生の生計維持者等に対し、前倒し支給を行っております。

本給付金は、生計維持者等が在住する都道府県において支給することとなりますので、愛媛県外に在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

1　支給要件（基準日（原則7月1日）に次の要件を全て満たすこと）

（１）生計維持者等が愛媛県内に住所を有している

（２）下記アからエのいずれかに該当する世帯である

ア　生計維持者等全員の令和８年度（令和７年分）所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯

イ　生計維持者等全員の令和８年度（令和７年分）所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500 円未満の世帯（アを除く）

ウ　生計維持者等全員の令和７年度（令和７年分）所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 264,500 円未満である多子世帯（ア、イを除く）

エ　家計が急変し、生計維持者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額等が上記ア～ウである世帯に相当すると認められる世帯（※詳細は「３家計急変世帯への支援について」参照）

（３）基準日に在学しており、高等学校等専攻科支援金（授業料支援）の補助要件を満たしている

（注）基準日に休学している場合は支給対象外です。

基準日：原則７月１日
秋入学等７月以降に入学する場合は入学日
７月２日以降の家計急変の場合は「申請日の属する月の翌月初日（申請日が月の初日の場合はその日）」

※多子世帯とは…

道府県民税及び市町村民税に係る生計維持者等に生計を維持されている子又は扶養している生計維持者よりも年長ではないかつ、生計維持者と続柄が尊属でないものの数が３人以上である場合における、当該生徒の属する世帯

2　支給額（対象生徒一人あたりの額）

給付区分	高等学校等専攻科 世　帯　区　分	年　額
ア	道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が非課税の世帯 ※ 家計急変により非課税に相当すると認められる世帯も含む	50,500 円
イ	道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が105,500円未満の世帯（アを除く） ※ 家計急変により 105,500 円未満に相当すると認められる世帯も含む	16,830 円 （旧制度対象者：10,100 円）
ウ	道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が 264,500 円未満の多子世帯（ア、イを除く） ※ 家計急変により 264,500 円未満に相当すると認められる世帯も含む	12,630 円 （旧制度対象者：10,100 円）

※　給付回数は生徒１人につき年１回・通算２回（当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が１年の場合は１回）が上限です。
※　７月２日以降に家計が急変した場合の給付額は、年額の 12 分の１の額に、申請日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）から３月までの月数を乗じて得た額となります。
（例）９月 14 日に家計急変の申請を行った場合
50,500 円÷12 月×６月（10 月～翌年３月分）＝ 25,250 円

3　家計急変世帯への支援について

給付金の支給対象外の世帯で、失職や倒産等の事由により生計維持者等の収入が激減し、生計維持者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額等が給付対象世帯に相当する状態であると認められる場合に、給付金の支給を申請することができます。

＜ポイント＞
○　令和７年１月以降、生計維持者等の失職、倒産、死亡、離婚等の事由により、世帯の収入が激減し、申請時においてもその状況が継続している
○　申請月以降の世帯年収見込額が道府県民税所得割及び市町村民税所得割額上で給付区分ア～ウに相当している（ウの場合は、多子世帯）

家計急変の発生時期	７月１日まで	７月２日以降
基準日	７月１日	申請日の属する月の翌月初日 ※申請日が月の初日の場合はその日
給付額	年額 ※ 期日（８月 29 日）を過ぎて申請した場合は右記に準じて算定した額	年額の12分の１の額に申請日の属する月の翌月（申請日が月の初日の場合はその月）から３月までの月数を乗じて得た額（円未満切捨）

4　提出期限及び支給時期等

申請者の数や申請書類の状況によって、支給時期が前後する可能性がありますのでご了承ください。

≪通常申請（上記１（２）ア～ウ）及び７月１日までの家計急変に係る申請の場合≫
提出期限：令和８年 11 月 27 日（金）
提出先　：在籍する学校
支給時期：２月頃予定（申請時に指定した口座へ振込）
≪７月２日以降に生じた家計急変に係る申請の場合≫
提出期限：随時　※学校によって期日が異なりますので、在籍校へお問い合わせください。
提出先　：在籍する学校
支給時期：申請から１～２か月後（申請時に指定した口座へ振込）

5　申請方法（在籍する学校を通じて申請）

世帯区分に応じた必要書類を在籍する学校へ提出期限までに提出してください。

給付区分	提出書類
ア～ウの世帯 （※家計急変世帯を除く）	（1）専攻科の生徒への奨学のための給付金に係る提出書類等確認票（両面印刷） （2）高等学校等専攻科の生徒への奨学給付金支給申請書（様式第1号の1） ・支給申請書 ・給付金振込先について（注1） （3）申請者の属する世帯の住民票（続柄あり）（注2） （4）個人対象要件証明書（様式第3号） （5）課税証明書等（写し可）（注3） （6）扶養親族申告書（様式第 14 号） ※多子世帯のみ （7）国籍・在留資格等の確認書類（注4）
令和7年1月以降に 家計が急変したことにより ア～ウの世帯に相当すること となった世帯	（1）専攻科の生徒への奨学のための給付金に係る提出書類等確認票（両面印刷） （2）高等学校等専攻科の生徒への奨学給付金支給申請書（様式第1号の2） ・支給申請書 ・給付金振込先について（注1） （3）申請者の属する世帯の住民票（続柄あり）（注2） （4）個人対象要件証明書（様式第3号） （5）奨学のための給付金に係る家計急変の状況確認票 （6）生計維持者等の家計急変の発生事由を証明する書類（注5） （7）生計維持者等の家計急変前の収入を証明する書類（注6） （8）生計維持者等の家計急変後の収入が、住民税所得割合算額 105,500 円未満の世帯（多子世帯の場合は、264,500 円未満の世帯）であること相当することを証明する書類（注7） （9）扶養誓約書（様式第４号）※扶養親族がいる場合 （10）口座振替申込書兼債権者登録（変更）票 ※7月2日以降の家計急変の場合 （11）扶養親族申告書（様式第 14 号）　※多子世帯のみ （12）国籍・在留資格等の確認書類（注4）

注１　申請者（**生計維持者**等）名義の口座を記入し、通帳の写しを貼り付けてください。

注２　**生計維持者**等及び申請対象の生徒が記載された世帯全員の住民票（基準日以降に取得した、続柄が表示されているもの）を提出してください。なお、**生計維持者**等が単身赴任をしている場合、当該**生計維持者**等の住民票も必要です。

注３　**生計維持者**等の全員について、非課税であることが証明できる書類（課税証明書等）を提出してください。※令和８年度（令和７年分）に係るもの

注４　専攻科支援金支給決定通知（コピー）、特別永住者証明書の写し（コピー）、在留カードの写し（コピー）、住民票の写しの原本

注５　離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出書、死亡診断書　等

注６　令和８年度（令和７年分）に係る課税証明書、特別徴収額の決定・変更通知書、市町民税の納税通知書　等

注７　会社作成の給与見込証明書、直近３か月の給与明細書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類　等

学校徴収金との相殺について

愛媛県内の学校に在学する者で、学校長が認めた場合は、生計維持者等が負担する授業料以外の教育費（学校徴収金）と給付金を相殺することも可能です。相殺を希望する場合は、申請書類と併せて、「委任状（様式第５号）」を提出してください。

なお、委任状を提出した場合、給付金は学校徴収金に充てられるため、申請者（生計維持者等）の口座には振り込まれません。

６　申請書等配布場所

- **宇和島水産高等学校の事務室**
- **教育総務課施設厚生室（松山市一番町四丁目４－２　愛媛県庁第一別館 11 階）**
- **愛媛県ホームページからダウンロード**
 https://www.pref.ehime.jp/page/3913.html
 ※県庁ホームページのトップ画面にある検索バナーで［公立　奨学のための給付金］と検索いただくとスムーズです。

７　その他

虚偽の申請等により、不正に給付金の支給を受けた場合は、給付金を返還し、加算金を納付することとなります。